

(参考)

事務連絡
平成22年1月29日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

旧総合病院の診療報酬明細書等の取扱いについて

現在、医療法の一部を改正する法律(平成9年法律第125号)による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第4条の規定による承認を受けている病院である保険医療機関(以下「旧総合病院」という。)の外来において2以上の診療科にわたって診療を行った場合には、各診療科ごとに別個に明細書を作成しているところです。

既にお知らせしているとおり、当該取扱いは平成22年3月診療分までの間の取扱いであり、平成22年4月診療分以降は、旧総合病院の外来において2以上の診療科にわたって診療を受けた場合においても1枚の明細書に併せて記載することとしています。(別添参照)

については、上記取扱いについて貴管下の旧総合病院に周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

(別添)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成20年3月28日付け保医発第0328002号)

別紙 1

診療報酬請求書等の記載要領

II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領 (様式第2)

1 診療報酬明細書の記載要領に関する一般的事項

- (3) 同一の被保険者等が2以上の傷病について診療を受けた場合においても、1枚の明細書に併せて記載するが、医療法の一部を改正する法律(平成9年法律第125号)による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第4条の規定による承認を受けている病院である保険医療機関(以下「旧総合病院」という。)の外来において2以上の診療科にわたって診療を受けた場合には、平成22年3月診療分までの間に限り、各診療科ごとに別個に明細書を作成すること。この場合において、初診料及び再診料を算定しない診療日については、初診料を算定した診療科名及び算定した日又は再診料を算定した診療科名を「摘要」欄に記載すること。

なお、同一の傷病又は互いに関連のある傷病について初診又は再診を受けた場合について旧総合病院の2以上の診療科にわたって診療を受けた場合には、主たる診療科において1枚の明細書に併せて記載すること。